

令和2年第2回定例会

奈井江町議会定例会会議録

令和2年6月19日 開会

令和2年6月23日 閉会

奈 井 江 町 議 会

令和2年第2回奈井江町議会定例会

令和2年6月19日（金曜日）
午前10時00分開会

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 議長諸般報告
 - ①会務報告
 - ②議会運営委員会報告
 - ③委員会所管事務調査報告
 - ④例月出納定例検査報告
- 第 4 行政報告（町長、教育長）
- 第 5 町政一般質問（通告順）
- 第 6 議案第 1号 令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）
- 第 7 議案第 2号 令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 3号 令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第 4号 令和2年度奈井江町下水道事業会計補正予算（第1号）

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町		長	三本英司
副	町	長	碓井直樹
教	育	長	相澤公
企	画	財	政
総	務	課	参
		事	長
		小	辻
		澤	脇
		克	泰
		則	弘

会計管理者兼会計課長	横山	誠
町民生活課長	馬場	和浩
建設環境課長	大津	一由
産業観光課長	石塚	俊也
保健福祉課長	鈴木	久枝
教育委員会事務局長	松本	正志
町立病院事務長	杉野	和博
保健福祉課課長補佐	田野	義美
保健福祉課課長補佐	辻脇	真理子
代表監査委員	中野	浩二
農業委員会会長	千徳	信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本	静
議会庶務係長	東藤	美妃代

(10時00分)

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

第2回定例会の出席、大変ご苦労さまです。

ただいま、出席議員9名で定足数に達しておりますので、令和2年奈井江町議会第2回定例会を開会いたします。

なお、新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、議場、出入口を開放したまま会議を進めてまいりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、1番、篠田議員、8番、大矢議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

●議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から23日までの5日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。会期は本日から23日までの5日間に決定いたしました。

日程第3 議長諸般報告

(10時01分)

1. 会務報告

●議長

日程第3、議長諸般報告を行います。

会務報告は書面のとおりですので、ご了承願います。

2. 議会運営委員会報告

(10時02分)

●議長

議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
議会運営委員長、6番、笹木議員。

(議会運営委員長 登壇)

●6番

皆さん、おはようございます。令和2年3月16日以降に開催されました議会運営委員会の報告をいたします。

令和2年3月16日から本日まで、議会運営委員会は5回開催されております。

開催内容を報告いたします。

委員会開催日、令和2年3月16日、調査事項、第1回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、追加議案について。

委員会開催日、令和2年4月27日、調査事項、第2回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、会期及び議事日程について、2、議案審議について。

委員会開催日、令和2年5月8日、調査事項、第3回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、会期及び議事日程について、2、議案審議について。

委員会開催日、令和2年6月4日、調査事項、第4回臨時会に関する議会運営について、調査内容、1、会期及び議事日程について、2、議案審議について。

委員会開催日、令和2年6月15日、調査事項、第2回定例会に関する議会運営について、調査内容、1、会期及び議事日程について、2、議案審議について、3、町政一般質問について、4、請願、意見案、陳情等の取扱いについて、5、会議案、調査について、6、都市計画審議委員の推薦について、7、地域農業再生協議会会員の推薦について、その他についてであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

3. 委員会所管事務調査報告

(10時04分)

(まちづくり常任委員会)

●議長

続きまして、委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、2番、大関議員。

(まちづくり常任委員長 登壇)

●2番

それでは、私から、まちづくり常任委員会の所管事務調査が終了しておりますので、ご報告をいたします。

委員会開催日、4月15日と5月14日、調査事項、調査第1号「ないえ温泉について」であります。説明員、調査内容については記載のとおり、資料については別紙のとおりであります。

意見・要望といたしまして、ないえ温泉は平成29年10月に新たな指定管理者で再開をしましたが、令和元年8月末に指定管理者が撤退し、営業を休止しております。

温泉施設の今後のあり方を検討するための資料として作成された、ないえ温泉施設の運営に関する調査・分析報告書の説明を受けた。

今後、町民へ公表することとなるが、起債残高と償還額、指定管理を公募する上で、町が積算したものと実績の比較、経営分析時の比較を本報告書に盛り込んでいただくことを要望いたしました。

要望事項を盛り込んだ報告書を、次回、5月14日の常任委員会で報告を受けることにいたしました。

4月15日に引き続き常任委員会を開催し、追記、修正等を行った報告書の説明を受けました。

今後、本報告書により現状を町民の皆さんへ説明していくに当たり、新型コロナウイルスの影響により、周知方法については苦慮することもあるかと思うが、手法を工夫し、広く周知するよう努めていただきたい。

また、今後の温泉のあり方について町民の皆さんの意見を問い、協議する際には、町としての方向性を示し議論するようお願いしたい。

委員会開催日、5月18日、調査事項、調査第2号「学校経営について」、説明員、調査内容については記載のとおり、資料については別紙のとおりであります。

意見・要望といたしまして、小学校では令和2年度より、中学校では令和3年度より新学習指導要領が完全実施されるに当たり、授業時数を見出すため、小学校では2学期制を取り入れる、家庭訪問を個人面談に切り替えることや、運動会や学芸会を時間短縮するなどして対応していることが報告されました。

また、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため臨時休業となっていた期間の未履修部分については、3月までの部分については4月の分散登校で解消の目途が立っており、新学年の部分については長期休業中での対応を検討することなどが報告されました。

また、臨時休業中の対応として、年度明けからは予定表を作成し、教科書を読み、課題に向き合わせるなど、家庭や子供たちの意識を変える取組なども報告されました。

今後は、オンライン授業などを取り入れることも想定されることから、体制整備に向け研究願いたい。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策については、学校と教育委員会で十分に情報を共有し、取り組んでいただきたい。

奈井江商業高校のご協力を得て、学校長より学校経営方針などの説明を受けました。

小中学校、大学との連携をはじめ地域づくりへの参画など、今後とも、教育活動、地域活動などに期待するところであります。

以上、まちづくり常任委員会からの報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

(広報常任委員会)

(10時09分)

●議長

引き続き、委員会所管事務調査につきまして、委員長の発言を許します。
広報常任委員長、4番、遠藤議員。

(広報常任委員長 登壇)

●4番

皆さん、おはようございます。広報常任委員会より報告いたします。
委員会開催日、3月16日、調査内容、議会だより第19号誌面構成について、開催いたしました。

4月8日、4月17日、4月27日の3回の委員会では、議会だより第19号の校正について検討し、合計4回の委員会を経て、5月15日、議会だより第19号を発行いたしました。

以上、報告といたします。

●議長

ご苦労さまでした。

4. 例月出納定例検査報告

●議長

次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりでご了承願いたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
以上で、議長諸般報告を終了いたします。

日程第4 行政報告 (町長・教育長)

(10時10分)

●議長

日程第4、行政報告を行います。
町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。

第2回6月定例会のご出席、ご苦労さまです。令和2年度の第1回の定例会以降の主な事項について、ご報告を申し上げます。

まず、初めに総務課関係ですけれども、新型コロナウイルス感染症に関する対応状況についてご報告申し上げます。

これまで、町では、2月28日に出された北海道の緊急事態宣言、4月16日に出された全国を対象とする緊急事態宣言を受け、対策本部を設置し、町主催行事の中止や延期、小中学校の臨時休校、公共施設の臨時休館など、町民の健康保持、感染症の拡大防止に向けた対策を講じてまいりました。

5月25日には全国で緊急事態宣言が解除され、当町においても6月1日から小中学校の通常登校、一部を除く公共施設の利用を再開いたしました。

これまでの間、町民の皆様には、長期間にわたる活動自粛や感染症の拡大防止に対し、ご理解、ご協力を頂いたことに心から感謝とお礼を申し上げます。

奈井江町においては感染者の報告はありませんが、緊急事態宣言に伴う休業要請や外出自粛による地域経済への影響など、様々な課題に対し、国の緊急経済対策を含めた各種施策の迅速かつ効果的な実施に努めてまいります。

また、本日から、北海道などを対象に求められてきた移動自粛が全面解除になりました。新しい生活様式を取り入れた北海道スタイルの構築を目指しながら、町民の皆様と感染予防、社会経済活動の活性化に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

次に、企画財政課関係では、3月24日、砂川市、上砂川町、奈井江町、浦臼町における学校給食事業共同化協定書の調印式を行っております。

本協定の締結により、奈井江・浦臼町学校給食組合において実施していた給食調理業務を本年8月から砂川市に委託し、引き続き児童生徒への安定的かつ効率的な学校給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、6月10日、空知地方総合開発期成会、札幌・中央要望を行っております。本年度については、新型コロナウイルスの感染症対策を踏まえ、書面による要望活動となりましたが、北海道知事をはじめ地元選出の道議会議員、国会議員、関係省庁等に対し、令和3年度予算編成に向けて、地方財政の充実強化、医療・健康施策の充実、さらには力強い食料生産地域の確立など、空知地方の広域的・管内的課題について強く要望を行ったところであります。

次に、町立国保病院関係では、6月3日、第1回目となる町立国保病院のあり方検討委員会を開催しております。委員には、町内外の有識者5名に町民代表としてまちづくり町民委員会から2名を加えた計7名の委員を委嘱し、町立国保病院が町民の身近な医療機関として経営の健全化を進めるとともに、将来にわたってどのような役割を担っていくべきか、それぞれの立場からご意見を頂いてまいりたいと考えております。

最後に、報告書に記載はございませんが、ご報告申し上げたい件があります。

5月26日午後9時8分頃、町内の国道12号線と町道16号線の交差点付近において、死亡交通事故が発生いたしました。まずは、亡くなられた方に対して、心よりご冥福をお祈りするところであります。

この事故によって、死亡事故ゼロの記録が180日で途絶えたところでありますが、今回の事故を受けて、緊急のパトライト作戦のほか、6月1日付の広報で住民周知を行ったところであります。

今後とも、町民の皆様のご協力を頂きながら、気持ちを新たに交通事故撲滅に向けた啓発活動に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、一般行政報告といたします。

●議長
教育長。

(教育長 登壇)

●教育長

第2回定例会のご出席、大変お疲れさまでございます。私のほうから、教育行政報告について申し上げます。

4月1日、教職員辞令交付式を行い、奈井江中学校の菅原理恵校長をはじめ、10名の皆さんに辞令の交付を行いました。

4月7日、小中学校において、始業式と入学式が開催をされております。今年度の新入学者数は、小学校32名、中学校も32名、この後に報告をいたしますが、新型コロナウイルス感染症対策中の入学式ということで、式次第も一部省略となり、児童生徒、そして保護者の皆さんも含め、最小限の人数で実施をしてきたところでございます。

現在の児童生徒数は、奈井江小学校の全校児童数189名、中学校99名となり、奈井江中学校の生徒数が2桁となったところでございます。

なお、翌4月8日には、感染症対策のため出席はかないませんでした。奈井江商業高校においても入学式が行われ、奈井江中学校からの8名を含む21名、昨年度と比較しますと11名減となっておりますが、入学をしているところでございます。

続いて、改めて教育委員会関連の新型コロナウイルス感染症対策の内容について申し上げます。

初めに、学校関係であります。3月については2月から引き続き臨時休業となり、一部分散登校と卒業式は実施できたものの、休業が解除することなく春休みに入っております。

明けて4月は、再び北海道知事、北海道教育委員会からの強い要請によりまして、4月20日から5月末までの間、臨時休業となり、ようやく6月1日から通常登校ができることになりました。

新年度を迎えた4月上旬の登校日では、3月までに未履修となった科目の補講を行っているほか、5月に入ってから分散登校を実施をしながら、児童生徒の各教科の履修、生活リズムの確立に努めてきたところでございますが、小学校でおおむね3週間程度、中学校では2週間程度の遅れが生じてございます。

今後、コロナ対策の中で、中止せざるを得ない行事の時間を授業に充てるほか、夏休み期間中に1週間、冬休みで1週間程度の登校日を設け、授業時数の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

また、水稻農業を基幹産業とする本町において、旧江南小学校から伝統ある野外授業として実施をしてまいりました学校田につきましては、引き続き今年度も、JA新すながわ、ゆめぴりか生産協議会を中心にご協力を頂いているところでございますが、こういった状況から田植え体験は中止となっております。

しかしながら、今後、水稻の成長の観察、秋の稲刈りについては実施をしてまいりたいと考えてございます。

次に、公民館、文化ホール、体育館等々の公共施設の状況であります。こちらも感染症拡大防止の観点から、学校の休業期間とおおよそ合わせるような形で休館をしてきたところでございます。

他方、図書館においては、細心の注意を払いながら、図書の貸出し業務のみを実施をしてございました。6月1日からは貸館等再開をいたしておりますが、ソーシャルディスタンスの確保に努めるため定員の縮小を行ったほか、施設利用後の消毒作業にもご協力を頂きながら、再開を行っているところでございます。

以上、教育行政報告といたします。

●議長

以上で、行政報告を終了いたします。

日程第5 町政一般質問

(10時21分)

●議長

日程第5、町政一般質問を行います。

質問は通告順とします。

なお、質問は再々質問を入れて30分以内でお願いをいたします。

(1. 2番 大関議員の質問・答弁)

(10時21分)

●議長

2番、大関議員。

(2番 登壇)

●2番

おはようございます。

一般質問ということで、私からは教育長に大綱1点の質問をいたします。

奈井江商業高校の今後の支援についてであります。

まちづくり後期実施計画策定時には、今後の支援については保留のような形だったと思いますが、その後、支援策の議論は行っているか、また行っているとしたら現在の方向性はということで伺います。

奈井江商業高校の支援については平成14年から開始をしており、特に平成27年からは商業科の廃止や、学校存続のために年間1,000万円を超える支援を行ってまいりました。制服代の補助や入学支援金等、様々行ってきましたが、通学費については平成23年から半額助成を始めており、27年からは全額補助しており、28年からは年間500万を超えているところであります。

今後も、管内の生徒数の減少もあり、周辺の小さな町の高校はどこも生徒集めに苦勞している状況だと思います。町としても高校がなくなることは困ると思いますが、道立高校ということもあり、支援の方法もいろいろと検討しなければならないと思います。

町財政が厳しいことや奈中生の割合、平均で約27%ではありますが、割合があまり高くないことなど、事情は様々あると思いますが、今後の支援について、現時点での教育長の見解を伺います。

●議長

(10時23分)

教育長。

●教育長

大関議員の質問にお答えいたします。

昨年度のまちづくり計画の策定に当たっては、町が実施をした全事業の検証と評価を基に、町民や各種団体との意見交換を重ね、事業の見直しを行いながら策定をしてきたところでございます。

しかしながら、奈井江商業高校への支援事業については、次年度の入学生確保に向けた近隣中学校への訪問活動を例年6月下旬より実施をしており、この訪問活動では、入学時や在学時における町からの支援が大きなアピールポイントとして行われてきておりますが、スケジュール的にまちづくり計画の策定には間に合わないことから、まずは当教育委員会が奈井江商業高校の入学者・保護者向けに実施をしたアンケートを基に、高校選択の理由で順位の低かった入学支援金、これは奈井江中学校を卒業した入学者には20万円、町外からの入学者については10万円ではありますが、これについては令和2年度からの廃止を決め、その他の支援策については保留ということで、令和2年度は今までの支援策を継続するとして訪問活動を実施してまいりました。

なお、補足として申し上げますと、このアンケートの優先順位の1番は、就職率、進学率の高さでございました。

さて、振り返りますと、本事業は奈井江商業高校の入学者数が伸び悩む中、平成14年度の学校案内パンフレットの印刷代15万円の支援を皮切りに始まったものの、定員割れがなかなか解消とならず、地元からの入学者割合も30%を切っている状況でございます。

平成23年度以降、トレーニングウェア購入費の全額助成、通学費の半額補助など、約300万円に予算を拡充したものの、24年、25年には入学者数が20人台まで低迷、平成27年度の商業科の間口減の前年26年度では、定員80人に対し入学者数が11人まで落ち込んだことから、翌年度より制服代や通学費の全額助成、入学支援金の拡充などを表明し、平成27年には情報処理科の定員をオーバーする受験生を迎え、定員40人を満たしたところでございますが、単年度の支援額が約1,100万円になったところでございます。

それ以降、町からの支援額が1,000万円台で推移をいたしますが、平成28年度からは再び入学者数が減少し、今年度21人となったところでございます。

少子化の影響により、管内の毎年の中学校の卒業者数は10年前と比べまして約900人減少し、5年後にはさらに200人の減少が見込まれていることも踏まえながら、高校と協議を重ねてきております。

高校との協議では、昨年度より、まちづくり計画策定時の町民の意見、町の財政状況などをお伝えをし、校長、教頭と数度にわたって話し合いを重ねてきております。

その結果、校長からは、制服、トレーニングウェアの町からの無償贈与の継続に対する強い要望があるほか、今後、奈井江商業高校の特徴でもあるプログラミング教育や、生徒の進路・適性に合わせた各教科習得の充実を行っていくための支援の拡充を行って

いただき、それをPRポイントにしてまいりたいとの意向が示されたところでございます。

以上のことも踏まえながら教育委員会を行い、その中で議論を行ってまいりました。

教育委員会では、町から高校がなくなるという危機感の中で、高校のPR支援を皮切りに、保護者向け経済支援を中心とする支援策を行ってきたことに成果はあったと評価をしておりますが、これからの支援策の方向については、通学費など保護者向けの経済対策を主軸とする支援策を改め、高校の広報活動のほか、奈井江の子供たちはもちろん、この地域の子供たちが自分の描いた夢をかなえるため、あるいは夢を描けるようになり、進学や就職、希望する進路に進むための学習やスキルアップに対する支援に主軸を置いたものに変更すべきであるとの結論を得たところでございます。

この後、あまり時間はございませんが、まちづくり町民委員会でも議論を行い、高校支援の方向性について確定をしてみたいと考えてございます。

以上、答弁といたします。

●議長

(10時28分)

大関議員。

●2番

具体的な数字とか、今までの支援の方向は見直すという形に変わっていくということですので、期待をしたいと思います。

先ほど説明もありましたけれども、生徒数の減少についてでありますけれども、自分は砂川北高出身でありますけれども、四十数年前、我々がいた頃には北と南で合わせて1学年で450人ぐらいいたんですね。それが今では、砂川高校は多分3クラスか4クラスぐらいなので、百数十名しかいないということで、それに伴って商業高校としても生徒の確保は厳しいと思います。

また、新しい取組で成功した例といたしまして、三笠高校があります。1945年に道立で設立されましたけれども、その後どんどん生徒数がなくなりまして、2012年に道立としての三笠高校は閉校という形ですけれども、同じ年の4月に市立高校として三笠高校として開校したところであります。道内唯一の食物調理科の単科校として非常に成功しておりまして、高校生レストランでありますとか、いろんな方向で頑張っております。

ここについては、市民を対象とした食育教室や料理教室の開催、農作物の収穫体験など、幅広い視野を持つ食のプロフェッショナルを目指すということで、地域とのつながりが非常に深いわけであります。道立高校ではなくて市立高校なので、取組は奈井江商業と違いますけど、こういう点もいろいろ見ながら、町としてどうやって支援をしていけるか、検討の材料としていただきたいと思います。

奈井江商業高校であります。現在、いろんなところでネット検索をすると、奈井江町から制服とジャージを支給ですとか、PRポイントに書いてあるのが多く見受けられます。確かに、学生より親ごさんのほうがそういう支援のメリットみたいなものを感じるとは思いますけれども、先ほど教育長が言ったとおり、支援の方向を見直すということでもあります。

現在の情報化社会の主役とも言えるコンピューターを学ぶことを中心として、奈井江商業高校は情報処理科がありますので、現代社会を生き抜くためには必要不可欠な重要な要素だと思われれます。

魅力ある学校づくりを側面から支援するという奈井江町のそういう形に変更するということは私は賛成でありますので、是非、今後とも奈井江商業の支援については、規模は縮小になるかもしれませんが、前向きに取り組んでいただきたいと思います。もう一度、教育長の答弁を求めます。

●議長 (10時32分)
教育長。

●教育長
高校側からも私どもの考えをご理解を頂いて、先ほどの答弁と重なる部分もあるかもしれませんが、例えば今まで生徒のほぼ全員がチャレンジをしてきた全商の各種検定などに加えて、プログラミング教育の拡充や、生徒個々の希望や適性による基礎及び専門知識の習得に向けたテキスト代や検定料、また生徒の学習意欲向上の足がかりとなるワープロ競技大会等の参加機会の拡充等々に取り組みたいという意向がございます。
こういったことを支援をしながら、奈井江商業高校の地域における意義みたいなものを含めて、アピールしていきたいなというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。

●議長 (10時33分)
大関議員。

●2番
これからも、奈井江商業高校について、魅力ある学校づくりを側面から支援するという形で、行政側としてのお願いを申し上げまして、私からの質問を終わります。

●議長
以上で、大関議員の一般質問を終わります。
引き続き、一般質問を行います。

(2. 1番 篠田議員の質問・答弁) (10時33分)

●議長
1番、篠田議員。

(1番 登壇)

●1番
おはようございます。
このたびの新型コロナウイルスは、感染拡大を防止し、早い収束のために3密にならぬよう営業の休止をお願いし、皆さんに不要不急の移動を控えてもらうなど、皆さんの協力で効果が見られたことと思われませんが、人が動かないということは経済活動も回らなく、結果として雇用面にも波及している状況にあります。いち早い収束を望むところでありますが、ウイルスとの闘いはいましばらく皆さんが注意を要する生活を余儀なくされております。

さて、どこの自治体でも同じですが、財政の健全化は大きな課題であります。特に、当町においては、平成27年度から一般会計の実質単年度収支は赤字が続いている状況下であり、財政調整基金も毎年度繰入れし、今年度末の残額は当初予算では1億4,000万円程度であり、温泉や病院のあり方、庁舎建設など、大きな投資事業も控えている中、どのように財政健全化に向けていくのか、お伺いしたいと思います。

1点目は、財政健全化は町長の選挙公約の1つとして認識しておりますが、就任から1年半が経過しており、これまでの取組とその効果についてどのようにご自身が考えておられるのか。

それと、2点目は、これからの財政健全化に向けた取組の中で、基金のあり方も含めてどのように取り進めていくのか、お伺いしたいと思います。

●議長
町長。

(10時36分)

(町長 登壇)

●町長

篠田議員からのご質問にお答えをしてみたいと思います。

今ほどもご指摘がありましたとおり、市町村を取り巻く財政状況は、少子高齢化や人口減少の進展等によって、地方交付税等の一般財源が減少する傾向にある中で、公共施設の更新、社会保障費などの義務的経費が増加し、全国的に財政運営の硬直化が進んでおります。

また、本町においても、平成27年度から財政調整基金が減少し、本年2月に公表した第6期まちづくり計画後期実施計画の財政推計においても、令和3年度から5年度までの間、財政調整基金の残高が1億円を下回る推計となっていることなど、非常に厳しい財政運営が続く見通しにあります。

私は、町長就任以来、人口減少等に伴う社会構造の変化や財政規模の縮小などの状況に対応しながら、持続可能な行財政運営体制を確立することが急務であるとの思いで、1年半の間、危機感を持って町政運営に当たってまいりました。

1点目のこれまでの取組と効果についてであります。昨年度の後期実施計画の策定においては、まちづくり町民委員会や町内関係団体との意見交換会、計画骨子に対する町民説明会など、町民の多様な意見を基に、これまで取り組んできた一つ一つの政策や事業の検証、見直しを進め、政策的ソフト事業においては全99事業のうち26事業について事業の見直し・廃止等を行い、さらには本年8月から実施する学校給食業務や、今後検討を進める葬斎場の広域化などを含め、公共施設の効率的な利用や施設の統廃合についても取組を進めてきたところであります。

これら一つ一つの取組は、現時点では財政的に大きな成果を得たとは言えないかもしれませんが、町民と幅広い議論を進めたことは、私の町政運営の基本理念であるまちづくり自治基本条例に基づく、町民と議論し、みんなで創り上げるまちづくりを進める上において、大切な一歩であったと考えております。

引き続き、社会経済情勢の変化や町民の意向を踏まえながら、事業の検証、見直しなど、財政健全化に向けた取組を継続してまいりたいと考えております。

2点目の財政健全化に向けた今後の取り進め方ということではありますが、現在、財政調整基金の動向に大きな影響を及ぼす政策課題として、町立国保病院の運営のあり方、現在休館中のないえ温泉の問題があります。

この2つの課題については、現在、町民アンケートや現状分析、町民、関係者との議論を開始しており、それぞれ非常に難しい課題ではありますが、町財政はもとより町民生活や経済活性化などの将来を見据えながら、引き続き十分な情報提供と議論を行って、令和2年度中にそれぞれのあり方について方向性を定めてまいりたいと考えております。

また、役場庁舎整備については、基本計画の概算事業費で示した一般財源が役場庁舎整備基金の額を超えることのないよう設計業務を進めるとともに、財政負担の軽減のため、活用可能な補助事業がないか、国、道、関係機関と十分に協議を進めるなど、後期実施計画の財政運営に影響を与えることのないよう慎重に進めてまいりたいと考えております。

当面、非常に厳しい財政運営が続く中で、令和元年度決算に伴う繰越金が確定し、2月に公表した財政推計との比較では、令和2年度末の財政調整基金残高が現時点で1億500万円増の2億5,000万円の見込みとなりました。

これは、降雪が少なかったといういろんな状況もありますので、単純に喜べることではないのですが、現状としてはいいことになったのかなというふうに押さえているところであります。

また、ただその一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は日本経済に甚大な影響をもたらし、経済活動の完全な再開にはかなりの時間を要するとも言われ、本町における地域経済への影響、さらには主要財源である地方交付税等に来年度以降どのような影響を及ぼすのか、奈井江町を取り巻く様々な動向を十分に注視していく必要があると考えております。

いずれにいたしましても、第6期まちづくり計画後期実施計画に基づき、令和2年度以降の財政運営を進めていくわけですけれども、財政健全化に十分な意を用いながら、町民の皆様とともに重要課題の解決に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

●議長

(10時42分)

篠田議員。

●1番

当町も、平成26年度末の財政調整基金は10億円ありました。平成30年度末の財調の基金残高は当町では4億2,000万円で、空知管内の市町村で最下位に位置しております。

今後、温泉がもし廃止となれば、過疎債で元金が約2億円ほど残っており、一括償還となった場合、返済する財源に苦慮するのではないかなと思われま。

また、病院についても、毎年、国等の補助金のほかに、不採算部門の一部を一般会計のほうから繰出ししておりますが、財政調整基金がほとんどないに等しい状況になると、病院に負債を負わずか、一般会計が負債を持つかというような状況に陥るおそれがあると思われま。

それに、大きな投資となる庁舎建設等が重なっていった場合、いくら今年度の起債償還額が減るとはいえ、単年度での収支が収まるよう、大きく事務事業等の見直しを行っていかねばならないのではないかなと思われま。当然、温泉、病院のあり方を十分町民の皆さんと協議をしながら、整理することはしていかなければならないことだとも思われま。

また、災害等の不測の事態や今後の公共施設の維持管理のためにも、基金に積立てすることも必要であると思われまが、この点について再度お伺いしたいと思われま。

それと、休館している温泉の分析結果をホームページに載せていただいております。町民の声を聞いて、9月ごろまでに方針を決めるというお話でありましたけれども、コロナで遅れているようではありますが、この点についても町長はどのように考えているのかも併せてお伺いしたいと思います。

●議長
町長。

(10時45分)

●町長

篠田議員の再質問にお答えをしたいと思います。このことにつきましては全く議員ご指摘のとおりであります。まさに同じ思いで向かっていかなければならないということに実は尽きるわけなんです。ただ、いずれにしても私が先ほど申し上げた大きな3つの課題、これは議員も共有していただいていると思いますけれども、これらのことについて、どれも先送りできない課題だということなんです。

ですから、恐らく本当に当分の間といいますか、これは長いスパンになると思いますけれども、非常に厳しい財政運営が強いられることになると思いますが、ここはしっかりと向き合っていきたい。

議員ご指摘のとおり、災害も含めたいろんな突発的に起きるであろう事態にも備えた財政調整基金のあり方というものも当然私自身も自覚しておりますので、これも何とか確保できるようなものを職員との議論の中で、これは実際にそのことを受けるのは町民でありますから、町民の皆さんの理解がないと進みませんので、そのことに意を用いて進めていきたいというふうに考えております。

2点目の温泉の関係ですが、これも3月の定例会等々でも申し上げたとおり、この議論を皆さんにお示しして、次のステップに進むためには、9月ぐらいまでに方向性を示すことが必要だろうということで、私自身も指示をしてきたところでありますが、繰り返しますが、私自身としては町民の皆さんの意見を聞いてということが大前提としてあります。

先ほど、委員会からのご提言といいますか、ありましたけれども、そこもしっかり聞いた中で次に進むということが、私自身の公約でありますこととの関係もありますし、これからの地方自治の原点に立ち返ったときに、これがないと自治の確立とはならない。

その試される非常に大きな課題の1つだというふうに思っていますので、そういう意味も含めて、9月ということに、誤解のないように申し上げますけれども、ただ単純に先送りということではなくて、しっかりとした議論をするために、9月ということにこだわらずに進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を頂きたいと思っております。

●議長
篠田議員。

(10時47分)

●1番

是非、そうやって十分検討していただきたいと思っております。

ただ、私もいろんなところの情報を得た中でいきますと、どこの自治体もそうなんですけれども、昔、赤字債権団体になった自治体もあります。奈井江町も、過去においてはそういう時期もあったと聞いております。

それぞれの市町村で、基金の積立てをどのようにしてやっているのかという何かアンケート調査をインターネットで見まして、財政調整基金の積立ての主な理由としては、1位では公共施設等の恒久化対策等に関わる経費の増大のために積立てをしているんですとか、あと基金の積立ての主な財源としては、1位が税収いかにかわらず、行革ですとか、経費節減等により捻出した額を積んでいくというような形で、皆さんがそれぞれ苦労しながら、不測の事態のための基金、当然公共施設であれば、建てたら建てっ放しにはならないですから、当然維持・補修をしていかなければならないというものが出てきますので、それなりの蓄えも必要でないかなと思います。

それをやるに当たっては、単年度収支でのやりくりをしながら、積立ても頑張っってやっっていかなければならないかなと。それには町民の皆さんの協力はなくてはならないものだと思っておりますので、是非行政のほうからきちっと説明をしながら、町民の理解を得ながら、この町がよりよくなっていくように築いていただければなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

●議長

答弁はよろしいですね。

●1番

はい。

●議長

以上で、篠田議員の一般質問を終わります。

ここで、この時計で11時まで休憩といたします。

(休憩)

(10時50分)

(3. 3番竹森議員の質問・答弁)

(10時59分)

●議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

3番竹森議員。竹森議員。

(3番 登壇)

●3番

今回、町長に大きく2つの点について質問いたします。

1点目は、災害時の避難所の運営について、2つ目は、統一的公会計基準による財務書類が今般作成されましたが、その活用についてです。よろしくお願ひいたします。

最初に、新型コロナウイルス感染症に対応した災害時の避難所の運営について伺いたいと思ひます。

このことについては、さきの臨時会の議案審議の質問の中でもあり答弁がありました。が、改めて今回質問したいと思ひます。

奈井江町は、幸いなことに過去に大きな災害は発生していません。そのため、大規模な避難所の設置、運営の経験がなく不慣れなものがあるのは想像できるどころです。そ

こに今回のコロナウイルス感染症の発生で、その設置、運営はさらに難しくなると予想されます。さきの臨時会では、防災活動支援事業として感染症に対応した機材の投入は決定しました。そこで、次の2点について質問いたします。

1つ目として、コロナウイルス感染症に対応した避難所の運営はどのようにするのか。よく3密対策を取って行ってくださいという報道があります。それに対応した運営はどのようにするのかを伺いたいと思います。

2つ目には、その感染症に対応した避難所の開設、運営は、先ほどお話ししたとおり難しいものがあります。報道などでは、本州方面で梅雨時になったということで、模擬的な訓練を行っているテレビ報道もされております。そこで、奈井江町においても7月、8月の豪雨シーズンの前に早急に役所として事前に訓練をすることや、できれば住民参加の、住民参加と言っても大きなものではなく少人数で1回模擬訓練を試みるというのはいかがでしょうか。

以上、2つの点についてよろしくお願いたします。

●議長
町長。

(11時02分)

(町長 登壇)

●町長

竹森議員からの新型コロナウイルス感染症に対応した災害時の避難所の運営ということであります。

まず、1点目の新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営でありますけれども、新型コロナウイルス感染症の拡大により、居住スペースや社会的距離を確保するため新たな避難所の増設など災害時の避難所運営が課題となってきております。被災者はもちろんのこと、運営する職員の感染の防止も必要であることから、密になりやすい空間の中で感染拡大防止策を徹底することが極めて重要であると考えているところであります。

また、避難行動についても、過密状態を防止するため、国の指針として、これまでの全員避難から安全な場所にいる人は在宅避難、親戚とか知人とかということも出ていますが、在宅避難を選択肢に加えるよう求められている状況であります。

こうした状況の中で、国の地方創生臨時交付金による防災活動支援事業により感染拡大防止のための避難所用の備蓄品の購入をしており、主なものとして、マスク・消毒液等のほかに、避難所の健康状態を確認するための非接触体温計やサーモグラフィーカメラを導入し、避難所内の衛生管理を行うとともに、状況に応じたスペースを確保するなど適切な運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、感染症対策を想定した避難所の運営訓練についてであります。本年度予定しておりました総合防災訓練については、関係機関と協議した結果、新型コロナウイルスの影響により、これは逆に、残念な結果ですけれども、やむなく中止をせざるを得ないという状況にあります。議員のご指摘のとおり、感染症の蔓延時における避難所運営は初めての経験となるということでもありますので、6月に入り、北海道の避難所感染症対策などを参考に、過密状態の防止、衛生管理並びに避難者の健康管理や新たな避難所の確保などを盛り込んだ奈井江町における対応マニュアルを策定いたしました。今後、7月3日に開催される防災協力員会議で周知を図ってまいりたいと考えております。

まずは、対応マニュアルに基づいた災害対策本部組織の避難所対策班・救護班により、今回購入する備蓄品も使用して、職員による避難所運営訓練をみなクルにおいて、7月下旬に実施をしてみたいと考えております。

これからも国や道から避難所への新たな対応指針が示されることが予想されますけれども、その都度速やかに検討して対策を進めてみたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

●議長

(11時06分)

竹森議員。

●3番

この間の臨時会で答弁があって、そのほか訓練も行うということなので、不測な事態を考えながらできるのかなと思っております。

しかし、奈井江町において、それだけでなくまだ考えなければならないことは、夏に限らず、今度は冬期間です。北海道において、冬期間の特殊な条件においてどのように暖房等確保しながら避難をさせるのか。この辺は、先ほど話したように災害が少ないんですけれども、胆振東部地震などを考えて、いつどういうことになるか分からないので、そういうこともマニュアルに入れた中で検討を願えればなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

●議長

(11時08分)

町長。

●町長

改めてお答えをいたしますけれども、まず基本的な冬期間の暖房を確保した避難ということについては、まさに胆振東部地震の経験を踏まえて、昨年度、今年、それぞれの予算の中でも少しずつ整備をして備蓄品を備えているのが実態であります。そこに、今回のコロナウイルスということでの新たな課題が出てきているわけですから、取り組むべき姿勢は基本的には変わらない。ただ、そのところに、先ほど来出てきている3密を防止するため、そして、もう一つは、これが今回の新たなものだと思いますけれども、自宅だとかそういうところでの待機ということも、しっかりそれぞれが自分の生活環境だとか押さえてということだと思いますから、要はこういうことをきちんと伝えていくということが大切なんだろうなと思っています。そのようなことでこれからも進めてみたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っています。

●議長

(11時09分)

竹森議員。

●3番

大変よく分かりました。最後に町長がおっしゃったとおり、町民の皆さんに周知するということがすごく大事なことになるので、あらゆる機会、奈井江の広報を中心になると思いますけれども、広報ですとかネットですとか、今回LINEなんかも使って広報活動をやるということでもありますので、対応していただきたいと思っています。

この質問は、これで終わらせていただきたいと思っています。

●議長
町長。

(11時10分)

●町長

せっかくの機会ですので、一言だけ、こないだの予算でも議決いただきましたけれども、7月の広報でも載せませんが、UHBを利用した緊急時の災害放送でありますとか、そういうのを見ていただければと思います。私自身も試してみましたけれども、まだ今は特別給付金のことしか載っていませんが、間違いなく画面に出てきますので、こんなことも含めていろんな形で周知をしていきたいというふうに考えます。

●議長
竹森議員。

●3番

丁寧なご答弁ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

次に、新たな統一的公会計基準による財務書類がこのたび作成されましたが、その活用について伺いたいと思います。

要は、一般の町民の方は、今言った統一的公会計基準って何ということになると思うんですけども、要は、私なりに解釈したんですけども、複式簿記によって会計、決算処理を行うということだと思っております。これについては、奈井江町をはじめ、国、多くの自治体は単式簿記によって会計処理を行っております。これは、戦後以来ずっと行ってきた会計方法であります。

しかし、日本全体を見回すと、自治体以外のほとんどの企業、法人、個人経営事業者は、税申告の必要性や経営状態の把握のためなどのために複式簿記を採用して会計を行っています。

今回、このような複式簿記での決算書類ができたことは、一般町民の方にも町の財務内容を理解する資料が増えたこととなります。今までもその都度その都度細かいところにおいて財務の諸表は出されているんですけども、今回は貸借対照表という一回で見分ける表ができています。それはうまくできている表で、一回で減価償却だとか資産の割合だとか分かるようになっていきます。これがなくても、決算上何も困らないのですが、やはり皆さんがより理解するために必要だということで、今回、国が公開するというので、奈井江町もつくられたことであります。

また、この財務諸表は、同じ形式で全国の自治体がつくるため、他の自治体と比較する場合でもより簡単に正確に比較できるものです。

今申したとおり、今回、総務省の通達によって奈井江町でもこの書類が作成されたわけですが、3点について質問したいと思います。

1つ目として、複式簿記を開始するということには必ず開始仕訳といって貸借対照表をつくらなければなりません。その重要な部分は、固定資産の評価です。奈井江町においても、現在固定資産台帳をつくって運用していますが、それはどのように作成、採用されたのか、お聞きをしたいと思います。

2番目に、今回初めて平成30年度の決算が示されたわけですが、令和元年度決算は、令和2年度中に作成できるのか伺いたい。

3つ目として、今回の財務書類、このあいだできたばかりなので、私もホームページを見て、印刷をして見ているんですけども、3つの財務書類はつくられています。そ

の中では、1つ目の書類は、一般会計単独の決算書、2つ目として、特別会計と企業会計を含めた決算書類、最後の部分にはそれにプラス一部事務組合、広域連合など町が関わる全ての事業を含めた連結決算が載っております。これによって、奈井江町が関わる全てを統合した財務状況やコストが一目瞭然に分かります。だからといって、これをどうしようということではないのですが、これで見やすいということで、今後の財政運営、見通しなどに活用できると思いますけれども、どのように今後運営をしていくのか、お聞きしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

●議長
町長。

(11時16分)

●町長

竹森議員からの2点目の統一的会計基準に関するご質問であります。

地方公会計については、各地方公共団体において総務省のモデル方式等を活用した財務書類の作成が進められておりましたが、人口減少、少子高齢化が進展する中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を積極的に活用することが重要であるとの考えから、国は、平成27年1月、全ての地方公共団体に対し、統一的な基準による財務書類を作成するよう要請を行ったところであります。

1点目の固定資産評価の経過、また2点目の令和元年度決算に係る財務書類の作成時期について併せてご答弁をさせていただきますけれども。

町では、平成27年1月、国からの通知を受け、平成27年度から28年度の2か年間で公共施設等総合管理計画の策定と併せ、公認会計士を有し、固定資産台帳の整備実績のある監査法人に業務を委託し、総務省が示した資産評価及び固定資産台帳整備の手引きに基づいて、既存台帳のデータ化、不足情報の収集、取得価格等の調査を進め、土地・建物・物品・道路・公園等の固定資産台帳を整備したところであります。

その後、平成29年度に整備した固定資産台帳を基に財務書類を作成しましたが、システムの不具合による数値の相違等があり、調整に時間を要したところであり、本年5月、平成30年度決算の財務書類を公表したところであります。

今後作成する令和元年度決算の財務書類については、現在作業を進めておりますけれども、年度内に作成、公表してまいりたいと考えております。

3点目の財務書類の活用方法についてであります。

地方公共団体の財務会計は現金主義となっておりますが、企業会計の手法を活用した財務書類を作成することにより、資産、負債といったストック情報が見える化され、公共施設のランニングコストを踏まえた統廃合の検討や事業別コストの分析など、住民に対するより適切な説明が可能になるものと考えております。

また、これまでの決算統計や健全化判断比率等の各指標に加え、全国統一の財務書類を活用し、住民1人当たりの資産額や行政コスト等について、他市町村と比較し説明するなど、町財政の状況についての町民理解がより深まるよう財務書類を有効に活用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

●議長
竹森議員。

(11時19分)

●3番

丁寧な答弁ありがとうございます。

1つ目の質問でありました固定資産台帳の作成なんですけれども、今ほど町長言われたとおり、公共施設等総合管理計画を行う場合に、やはり基礎となる書類であります。それができたということは、もう大変有意義なことで、それによって減価償却の当年額だとか、大規模な改修なんかした場合の資産の増加ですとか、小規模ですと費用に落ちるんですけれども、そういうことが、資産の管理が容易になったということで、町全体として、先ほども言いましたように、全部を含めた連結決算の中で、減価償却費がどのくらいあるかということが見える化されることによって、奈井江町にとってこういう施設は必要なのかと、今こういう修繕が必要なのかということがより明らかになると思うんです。ほかの書類でもできるんですけれども、これは、先ほど私が言ったように、日本全国、世界中がやっている会計基準でやったほうが分かりやすい。

本当は、できれば一般会計なんかも病院がやっているような企業会計、複式簿記を採用して会計をやってほしいんですけれども、なかなかそこには、やっとな決算だけできたということで、なかなか難しい、会計のやり方を変えるというのは大変なことなので、これには時間かかると思うんですけれども。やはり、今、せっかく書類はできたんですから、先ほど町長が言われたとおり活用していただいて、できれば、5年後になるか10年後になるか分からないんですけれども、自治体の会計、奈井江町の会計も一般の会社がやっているような会計方式にならないものなのかなという気はしていますが、その点についてちょっとお伺いいたします。

●議長
町長。

(11時22分)

●町長

今ほど議員のほうから、いわゆる自治体の会計を複式簿記でということで、それが分かりやすく見やすく、要は、市町村の経営をする上で有効であるということの前提でのご議論になるわけですが。

この公会計を導入すべきだという議論が国の中でも出てきたのは、ある意味、市町村だけじゃなく、いわゆる固定資産税の評価だとかということも含めて、企業的な感覚を持って自治体運営に当たらなければならないということが前提として出てきた議論だというふうに僕は認識をしています。ただ、そのときに、今ほど例として出されましたけれども、町立病院が複式簿記で企業会計をやっているというのと、一般会計の場合は、例えば道路ですとかそういう、庁舎の建物だとか公民館、体育館という議論の中では有効に使われることではありますけれども、道路の評価をどうするのか、そのことが資産としてカウントしてどれだけの意味があるのかとか、いろんな議論があって今があるはずなんです。

ですから、私は、先ほど申し上げたとおり、このことをもって、いろんな活用の方法はあります。ただ、それこそが合理的だというふうには、実は私自身はまだ正直納得はできておりません。いろんな議論をする中で、いずれにしても公共施設の総合管理計画そのものが、これは職員にも指示して今進めると、今のまちづくり計画のベースになることですから、そのためにこの公会計システムを有効に活用するということはあるべきだと思っておりますが、今ほど申し上げたようないろんな課題がある中で何を目的にこれを生かしていくかということは、一つ一つ勉強しながら進めていきたいと思っております。

●議長

(11時24分)

竹森議員。

● 3番

私も、無理にという話じゃなくて、将来的にそういうふうになればという話を今したところなんですけれども。

やはり、私自身、1年間監査委員として会計を見させていただいて、私も議員として5年になるんですけれども、町の予算書なんかを見るとなかなか分かりづらいと。お金が入ってきて、例えば交付金が入ってきて、それがどこかに使われると。そしたら、予算書を見ていって、そのお金がどこに行っちゃったんだと、また別なところ、支出はまた別な何々費というところを見ないと分からない。

複式簿記の場合は、大体の方が分かっているんですけれども、もうお金が入ったら相手先、勘定科目が、支出先はもう自動的にそこで仕訳されると。そしたら、やはり今のやり方でも分かりやすいといえ、分かっている人には分かりやすいんですけれども、ぽんと入った人には、なかなか、よく説明を受けないと分からないということがあるので質問したので、急にやってくださいとかという、もうそういう私の要望じゃありませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

そして、町長が今ほどおっしゃったこの会計方式はとあったんですけど、私もちょっといろいろそういう簿記やなんかのことかじっていてちょっと勉強したんですけれども、今のグローバル化された企業会計システムというのは、もう土台にしているシステムです。ですから、自治体は絶対もうけを出さないの、減価償却とかそういうのは意味がない計算方法です。ですから、それをどういうふう処理して、町民とか国民に分かりやすい会計のシステムをつくるかというのは、町がやれということじゃない、国でいろいろ総務省やなんかで研究していただいて、また土台にのってくるんだと思いますけれども、やはりせつかくコストが分かるような計算、もう表や何かできたので、それを先ほど来、篠田議員もありましたように、財政計画ですとか、将来の奈井江にとってこれが必要なのかなという施設とかあるときに、いろいろ検討資料にはなるのかなと思っております。

有効な活用を願って、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

● 議長

(11時27分)

町長。

● 町長

趣旨を改めてすいません、答弁が必要ないのかもしれませんが、改めて申し上げますが。

私も、今、議員がおっしゃっていただいたような意味での活用と考えていきたいということでもあります。まさに、ご指摘のとおり、町の公共施設というよりも病院会計もそうですが、いつも私も皆さんに説明しているときに減価償却等々を除いた実質収支でこんだけ黒だから大丈夫ですという話をさせていただいてきた経過があります。とりわけ一般会計等々でいけばということでもありますし、補助金をもって建てるとか、交付税措置がある起債を使って建てるということで、これは一般の企業であれば圧縮記帳するとかいろんな形のものの中で整理されていって、そして更新ということを想定していかなくちゃいけない。それが、自治体の場合はそれができるのかということだとかいろんな課題があるということの中で、本当に申し上げますけれども、ただ、やはりそういう

意識を持ってまちづくり計画、財政計画を立てるということについては大きな意味があると思いますから、そういう意味で活用させていただきたいと思います。

●議長

以上で、竹森議員の一般質問を終わります。

(4. 1番 遠藤議員の質問・答弁)

(11時28分)

●議長

引き続き一般質問を行います。

4番遠藤議員。遠藤議員。

(4番 登壇)

●4番

4番、遠藤です。本日は、町長に2点についてお伺いをいたします。

まず、最初に、高齢者対策で、老人入浴券についてお伺いいたします。

高齢者対策の事業として老人入浴券があり、かれこれ何年になるのでしょうか。地域の高齢者の方々には、長年にわたり親しまれてきた事業だと思います。この事業のおかげで町民との触れ合いの場にもなり、また健康増進にもつながっており、私自身も評価をするところであります。

しかし、一方では、身体的な理由により入浴券を利用できない方も多くなってきております。当初入浴券が発行された頃は非常に喜ばれてきたことと思いますし、今では年を追うごとにこの券何とかならないのかなというそういった声も聞かれるようになってきました。私が議員になったころには、よくタクシー券に使えたらという声が随分ありました。しかし、今では乗り合いタクシーもかなり充実され、浸透されてきています。

この入浴券が我が連合会ではどれぐらい利用があるのか、ざっと見たところ、対象者が38名おりました。やがて、4割の方が利用できない状況にありました。こうした状況の中で利用できない方や、また券が半端になって無駄になっている町民の方々も多くおり、何か手だてがないのかなというふうに思っております。少し幅を広げて何かに利用できることがないのか、また高齢者対策では入浴券はもちろんですが、例えばおむつの購入ができたり、理容、美容の補助券やまた商店街での利用ができる補助券など、若い方の発想では、券をもらうより現物支給がいいのではないかと、またそんな声もあって、生活の中で必要なごみ袋、可燃ごみの袋、そういうものだったらいいなというそんな声もあつたりとかするんですけども、今後内容の検討ができないものか、町長にお伺いをしたいと思います。

●議長

町長。

(11時31分)

(町長 登壇)

●町長

遠藤議員からの老人入浴券の使い方を転換してはどうかという意味でのご質問かと思えます。

まずは、入浴券の配布であります。当初、高齢者や障がいのある方々などがない温泉の利用を通して健康増進をするということ、それを通して社会参加を促すということを目指して開始されたということが、実は大前提としてあります。その後、市街地区にも、同じような状況なんだから使えないだろうかということでのご指摘も受けて、これらの要望を受けて、市街地区の公衆浴場にも対象を広げたということでもありますので、大前提としては健康増進、そして積極的な社会参加ということがこの仕組みにあるということをお知らせしたいと思います。

そして、例年70%余りの利用があり、これはない温泉が運営していたときの数字でありますので、今はこれよりも当然のことながら落ちておりますが、多くの高齢者に活用していただいて一定程度の効果を果たしてきたものというふうに捉えております。

ご質問の利用されない入浴券を商品券やタクシー券として転換できないかということでもありますけれども、今ほども申し上げましたそれぞれの行政課題について目的に応じた事業を展開してきたというのがこれまでの経過であります。商店街の活性化を目指した施策に関しては、これからは商工会との協議に基づいて、国の経済対策による財源を活用した商品券の販売事業を行うとともに、商工会等への補助金の交付をしておりますし、またタクシー券などの地域住民の足の確保では、今ほど議員からのご指摘もありましたけれども、住民参加による地域公共交通会議によってJRや中央バスとの連携を配慮した中での市街地循環バス、乗り合いタクシーの運行などという町民の足の確保の取組も進めております。

このように、それぞれの課題の趣旨に応じて国の補助金なども活用しながら事業を進めてきておりますので、まずこのことについては是非ご理解を賜りたいというふうに思っています。

ただ、しかしながら、この事業につきまして、今ほど議員からもありましたとおり、まちづくり町民委員会でも、健康増進や積極的な社会参加を促すための事業としてのそのものの検討が必要でないかというご指摘もあります。大変重要な課題であるというふうに思っておりますので、改めて利用者を含めた住民の皆様との議論を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

●議長

(11時34分)

遠藤議員。

●4番

町長の今の答弁、よく理解するところですが、入浴券の発行当時から年数がたって、年を追うごとにどうなっているのか、利用率、先ほど、これまで70%あり、去年は温泉が休止しているという状況もあって62%ぐらい、そんな利用状況というお話もありましたけれども。

ただ、利用率のパーセントの数字だけを見て状況を判断していくのがいいのか、また高齢者の方々とのお話だとおっしゃる場面がたくさんあるんだと思うんですけど、実際そういった場での様子を知ることでもまた大事なことではないかと。

先ほど町民委員会の中でも様々な議論をしているようではありましたが、高齢者のために喜んでもらえる入浴券であってほしいなというふうには思っています。

でも、先ほど私が言った町内で使える補助券的なもの、そういうものをどうですかという提案をいたしましたけれども、これはまず一つの例としての話でしたが、町としてそこは高齢者に対するほかの考え方があれば、またそれはそれでいいかなというふうな思いがあるんですけども。入浴券としてももちろん使用もできて、またほかに何か選択

肢みたいのがあったら本当私はいいなというふうに思ったりするんですけど、そこら辺、もう一度、町長お伺いしたいんですけど、お考えお願いいたします。

●議長（11時36分）

町長。

●町長

議員がおっしゃっている意味は十分理解します。

私が申し上げたいのは、配布を受けたものが金銭的な価値として扱われて、それだからもったいないとかという発想になっちゃうんですけども、その前に、それぞれの施策の中に目的があるということで進めていくべきだと実は思っています。

ただ、現実の話、せっかく頂いた券が使えないと、これをほかのものに使えないかということであれば、今おっしゃったとおりにおむつに交換するだとか、ごみ袋ですか、だとかにということであれば、それはそれとして別の施策の中で、子育て支援の中で、例えば乳幼児を抱えている家庭の支援としておむつの引換券なのか、同じものでもいいですけども、を考えるとかという、そういう子育ての仕組みの中で、健康づくりの仕組みの中で、それぞれの仕組みの中で考えて、結果としてそれを統合すべきでないかとかという議論が出てくるのかもしれませんが。そういう意味での議論はこれから進めていきたいと思います。

●議長

（11時38分）

遠藤議員。

●4番

是非、今後、高齢者対策の中で内容がより充実するような中身を期待して、高齢者の方に喜んでもらえるような、何かそういう施策を今後考えていってほしいなと思って、期待をして、この質問を終わりたいと思います。

次に、農業における事業継続計画の推進について伺います。

この事業継続計画は、どの職種にも考えられる計画であります。私は、農業の立場から今日は質問したいと思います。

この事業継続計画は、平成30年度に胆振東部地震をきっかけに策定が進んでおり、大規模停電に備えて発電機を設置したり、対処方法を事前に策定したり、内容は多岐にわたりますけれども、今では大規模地震だけではなく自然災害や新型コロナウイルスの感染拡大など、万が一の場合に備える必要性が高まっていると言われております。そして、生産者自身もこの事業の計画を学ぶ動きが出てきています。

近年、予期しない自然災害が発生し、胆振東部地震により北海道全域がブラックアウトに陥って大混乱を起こしました。当時、この時期はトマトの出荷が待ったなしの状況で、選果場にはどんどんとトマトが運び込まれる。しかし、停電になっていたため選果場は稼働できない。そんな状況の中、本来ならばトマトは20種類の規格に分けて選別されるものです。それができないばかりに、手作業で大・中・小の3種類の規格に分け、通常4キロの箱詰めを8キロの箱詰めにし、規格外品として出荷した経過がありました。これは、緊急時や災害時に対する事業継続計画がなされていなかったため、こうした出荷が行われました。やむを得ない状況とは思いますが、JAはこうしたことを機に発電機の設置を行ったということでした。

そして、今年は新型コロナウイルスが拡大し、春の農作業に入る頃には、農業者の方々は何とか6月の作付が終わるまではコロナにはかかれたいと細心の心がけをしてきました。万が一感染をしてしまった場合、ハウスの管理は家の者ができても、大がかりな農作業はどうしたらいいのか、そんなことを気にされている農業者の方も多くおられました。

今後、メロンやトマトの出荷が本番を迎える時期に入りますが、ここでコロナに感染した農業者が出た場合、出荷される農産物の扱いがどうなるのか、ハウスでの作業は全てが手作業であり、出荷は一時停止になるのか、廃棄処分となるのか、想定外の課題が出てきます。

また、台風被害、洪水での被害も予測されるため、自然災害の緊急時の対処法をそれぞれの立場からどのように考えていくのかが、事業継続計画なんです。JAや行政、また農業者の立場から考えていかなければならないこと、備えなければならぬものなど、細かく洗い出し、自助、共助の性格を併せ持った策定に加えて、地域性を反映させた独自の計画策定が必要であるといえます。

本町の現状はどのような状況にあるのか、伺います。

また、道内では108のJAを対象にこの策定状況を調査したところ、6割がこの計画を策定していると農業新聞では記してありました。この取組は、生産者にも広がっており、本町でもまずは外部講師を招いての研修会などを実施し策定に取り組んではどうかというふうに思いますので、2点について町長の考えを伺いたいと思います。

●議長
町長。

(11時42分)

●町長

農業のということで、限定をしてのご質問ではありますが、事業継続計画の推進についてということでもあります。

全国各地で大規模な災害が頻発して、本町においても一昨年9月の胆振東部地震において道内全域でのブラックアウトが発生したことに伴って、トマトやキュウリの選果場においてその機能が停止して出荷に影響が生じたということでもあります。

現在、農業者の皆さんはこの新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、予防対策を行いつつ、感染による不安を感じながら営農活動をされておりますけれども、今後における様々な災害等の遭遇に対して被害を最小限にするためには、普段からその備えが大切であると、このことについてはご指摘のとおりだということに思っています。

ご質問の事業継続計画について、災害や感染症の蔓延など不測の事態が発生しても、重要な業務を継続して早期の復旧を図るための方針などを示した計画という意味で、これは基本的には各事業者、団体等がそれぞれの目的に基づいて策定することが基本なのかなというふうに思っています。

農産物に関しては、ご承知のとおり生産、出荷、流通、そして販売など複数の経済主体によって供給が成り立っておりますし、農産物の種別についても形態も異なっております。

そのような状況から、町が独自にこの事業継続計画を策定するということではなくて、先ほども申し上げましたけれども、それぞれ農業者そして農業団体などがそれぞれの状況、役割に応じた取組がまず必要なのかなというふうに思っています。

そして、それらを前提としてということになりますが、研修会の実施でありますけれども、コロナウイルスに関して、国において感染症の予防対策、感染者が発生をした場

合の対応など、農業経営者の業務継続を図る際の基本的なポイントをまとめたガイドラインが公表されておりますので、農協を通じて、これは農業者にも周知が行われたものというふうに認識をしていますけれども、改めて町をはじめ農業者、農協など関係団体それぞれの緊急事態における役割を認識して、必要な情報について共有を図っていきたい。そして、連携を図りながら営農活動の継続に向けた助言、協力が行われればなというふうに思っています。

いずれにしても、農協等々と、私どもが行政として支援するためにどういうことが必要なのかということについて議論はしていきたいというふうに考えております。

●議長 (11時45分)
遠藤議員。

●4番
先ほど町長が言う、これはJAだとか農業団体だとかが中心となってやっていく、それももちろんよく理解するところです。

そういったところで、行政がどんな関わりをしながらこれをサポートしていけるのか、そこら辺もよくよく今後考えていただきたいというふうには思っております。

これまで、私は、これからの農業はスマート農業の時代だと、そんなことを発してきました。今もそんなふうには思っています。今後の農業は、予期しない被害に遭うことも十分頭の中に入れながら、時として万が一の場合に備えて、どれだけ素早く対応し、安全安心な農産物を全国に届けられるのかなど、この事業継続計画があってこそその農業だと思います。底力のある農業が確立していくんだというふうには私は思っています。

この研修を、結構、全道のあちこちの青年部だとか、農業団体が研修で学んで、その感想がちょっと新聞の切り抜きなんですが見たところ、計画の策定や過去の災害を例に取って事前の備えが非常に大事なんだというふうなことを書かれてありまして、事前リスクや対策を考えることは大変なんだけれども、真剣にこれはこれから取り組んでいかなきゃならない事項なんだというふうな感想も書いてあります。

是非、奈井江の町としても研修会を実施し、JA、農業者、そして行政と連携をしながら策定にいろいろと力を貸していきたいというふうに思いますので、今後ともよろしく願いいたしたいと思います。

質問を終わります。

●議長
以上で、遠藤議員の質問を終わります。
以上で、町政一般質問を終了いたします。
昼食のため、休憩といたします。
なお、1時より会議を再開いたしますので、よろしく願いいたします。

(昼休憩) (11時48分)

日程第6 議案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決 (12時59分)

●議長
それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第6、議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

第2回定例会、出席お疲れさまです。それでは、議案書1ページをお開きください。

議案第1号「令和2年度奈井江町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明をいたします。

第1条において、歳入歳出それぞれ4,142万8,000円を追加し、予算の総額を52億7,843万円とするものであります。令和2年6月19日提出、奈井江町長。

まず、4ページをお開きをください。

第2表の地方債補正では、追加として、学校教育施設等整備事業において470万円を新たに追加。変更につきましては、スクールバス更新事業で200万円を追加し860万円。消防車更新事業では、20万円を追加し4,430万円。起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

補正予算の内容について、歳出よりご説明いたしますので、議案書の10ページをお開きください。

2款1項1目の一般管理費、行政情報システムに要する経費では、中間サーバーの更新に伴う関連機器の調達、各種設定等に係るシステム協議会への負担金116万4,000円を追加計上。地域協働推進に要する経費では、南町連合区からの要望のありましたコミュニティ会館の玄関の修繕に係る補助金13万2,000円を追加計上。

6目交通安全対策費では、交通安全対策に要する経費で、交通指導車の放送用アンブ修繕料8万3,000円を追加計上。

10目の地域振興基金では、ご寄附による積立金で103万円を追加計上。

11ページの2項2目の賦課徴収費では、法人町民税の確定申告による還付金、還付加算金合せて151万4,000円を追加計上。

3項1目戸籍・住民基本台帳費、戸籍住民登録事務に要する経費では、戸籍情報のネットワーク化に伴うシステム改修委託料116万6,000円を追加計上。個人番号カード等に要する経費では、7月より申込み受付開始となるマイナポイントのPR用リーフレット作成費用5万3,000円を追加計上しております。

12ページをお開きください。

4款1項2目の予防費、母子保健事業に要する経費では、10月から開始いたします新生児聴覚検査に関わる経費として22万1,000円を追加計上。

2項1目の塵芥処理費、一般廃棄物最終処分場の管理運営に要する経費では、経年劣化により故障した処分場シャッター及び浄化槽ブローア―修繕料で55万6,000円を追加計上しております。

13ページにわたります8款4項2目の下水道費では、下水道事業会計における繰越金の確定による繰出金の精査を行い、422万8,000円を減額計上しております。

9款1項1目の消防費では、消防車更新に係る地方債の変更により、財源振替を行っております。

14ページにわたります10款1項2目の事務局費では、新たな事業として公立学校情報通信機器整備事業に要する経費を計上しておりますが、新型コロナウイルス感染症

の関わりから、国からICT環境の整備を進めるGIGAスクール構想の今年度中の実施が求められております。当町におきましても、児童生徒1人1台のタブレット貸与、緊急時の対応と学習環境の充実を図るため、整備費用合せて3,963万2,000円を追加計上しております。

項目ごとの主な内訳といたしましては、ネットワーク整備工事に1,404万2,000円、タブレット端末整備に2,335万5,000円、その他サポーター配置などに223万5,000円を見込んでおります。

なお、当事業については、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金の事業として、今後、実施計画に位置づけしてまいりたいと考えております。

14ページになりますが、2項の小学校費及び3項の中学校費では、学校再開に対応し、新型コロナウイルス感染対策のための消毒用消耗品の購入経費を、それぞれ小学校で6万5,000円、中学校で3万4,000円を追加計上しております。

15ページの6項2目の体育施設費では、前年度の指定管理事業における修繕料の精算として6,000円を追加計上しております。

次に、歳入についてご説明をいたします。

7ページをお開きください。

14款2項1目の総務費国庫補助金では、戸籍情報システム改修に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金116万6,000円、個人番号カード利用環境整備費補助金5万3,000円を追加計上しております。

5目の教育費国庫補助金では、スクールバス更新に対する補助金の内示に伴い、僻地児童生徒援助費補助金275万円を減額計上しております。

学校の衛生環境整備の補助金として、学校保健特別対策事業補助金4万8,000円を追加計上。GIGAスクールの補助金として、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金527万2,000円、公立学校情報機器整備費補助金952万5,000円を追加計上しております。

17款寄附金では、輪島昌幸様、大山口榮子様、成田敏行様、藤堂達子様、阿部信行様からのご寄附により103万円を追加計上。

8ページをお開きください。

19款繰越金では、前年度からの繰越金1億1,403万2,000円を追加計上しております。

21款町債では、消防車更新事業において、当初過疎債を見込んでおりましたが、より配分が確実で財政措置が同等である緊急防災・減災事業債の適用の見込みとなったことから、起債対象経費の増額と併せて20万円を追加し、組替えを行っております。

スクールバス更新事業では、国庫補助金の減額に伴い200万円を追加計画。教育債では、小中学校の情報通信ネットワーク環境整備、情報機器整備に係る学校教育施設等整備債470万円を追加計上しております。

以上における歳入歳出の差9,384万8,000円につきましては、財政調整基金繰入金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、笹木議員。

● 6 番

12ページの予防費から、ちょっと1つ伺いたいと思います。今ほど、母子保健事業に要する経費の中で、新生児聴覚検査のためという説明がありましたけれど、ここ少し詳しく教えていただけたらと思います。

● 議長

保健福祉課長。

● 保健福祉課長

改めまして、第2回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。今ほどの笹木議員様のご質問にお答えさせていただきます。

新生児聴覚検査につきましては、出生後早期に行うことにより、聴覚障害を早期に発見し、適切な支援につなげることで、聴覚障害による音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的として、実施体制の整備が進められてきました。

しかしながら、医療機関での検査の実施体制が進まず、新生児が等しく検査を受けられる体制が整わなかったという現状がございます。

現在、出生後、早期に新生児聴覚検査が行える医療機関がほぼ整備されたことを受け、北海道が検査を希望する市町村を代表して、今回、北海道医師会や大学病院等との間で、費用負担に関する協定を締結する事としたため、10月1日から参加することとし、4月1日から9月30日までの出生児に関しましては、検査費用を遡及することで対応したいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

● 議長

6番、笹木議員。

● 6 番

今ほど説明の中に、医療機関が整っていなかったために検査が進まなかったという説明がありましたけれど、今この時期にその検査の状況が整ったという理解でよかったですでしょうか。

それと、1点なんですけれども、聴覚というのは耳の聞こえですよ。新生児の検査ですから、全く素人考えなんですけれども、新生児って意思表示ができない中で、どうして聴覚の検査ができるのかなっていうことが分かりましたら、教えていただけますか。

● 議長

保健福祉課長。

● 保健福祉課長

ただいまの笹木議員様のご質問ですけれども、検査の方法につきましては、脳波を測定することで、聴覚に異常があるかどうかということを確認できるというような形になってございます。

それともう一つ、この時期にこの体制をというところでは、当初、平成19年度に新生児の聴覚検査というものを進めてくださいという国の通知がございました。その時点では、多くの医療機関で、まだ聴覚検査ができないような状況、この聴覚検査というのが、生後1週間以内に実施しなければいけない、多くは3日程度で、生後3日の段階で

実施することが望ましいというふうになっておりまして、産科を抱えている医療機関では、なかなかその検査体制が進まなかったということがございます。

今は、聴覚検査の重要性というところで、広く浸透してきて、医療機関のほうでも体制が整ってきたということがありまして、多くのお産、分娩ができる医療機関のほうで、平等に検査が受けれるというような形になっております。

例えば、医療機関で実施できなかった場合についても、聴覚検査だけ受け入れてくれる医療機関も整ったということで、生まれたお子さんに対してきちんと対応、医療機関での検査体制が整ったということもありまして、再度国のほうから、しっかり自治体のほうで実施するようにと、交付税措置をしているので、きちんと実施するようという通知が平成28年に来まして、医療機関の実施体制が整ったということと併せて、しっかりとやるようという通知がありましたので、今回、この10月1日に、4月の1日参加の市町村もあったんですけれども、中空知のほうで実施体制が整ったということもございまして、10月1日のこのタイミングで参加を表明して、実施体制を整えたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

●議長

6番、笹木議員。

●6番

今ほど、誕生してから1週間以内の受診ということになりますと、大体生まれた病院で検査を受けるというような状況ですよね。ですから、今ほど説明を聞いたら、奈井江の赤ちゃんがどこで生まれているかっていったら、美唄市、砂川、滝川、親御さんの関係で札幌なんていうのもあるんでしょうけれども、その病院の検査状況が整ったっていうふうに理解してよろしいんですね。

それと、交付税措置ですけれども、奈井江町としてはどんな状況なんでしょうか。その検査に対して助成する形になるんですよね。

●議長

保健福祉課長。

●保健福祉課長

助成の方法ですね、北海道のほうで協定を結ぶという形になりますので、そこに参加表明している医療機関で受けた場合については、直接医療機関のほうから請求が来まして、負担をするような形になっております。

検査費用が各医療機関で違うということもございまして、当町では上限額を設定させていただきまして、一応8,000円の消費税、1件当たり8,800円を上限にして、医療機関によって4,000円というところもございまして、逆に高く1万5,000円というところもあるんですけれども、大学病院等の大きな医療機関がちょっと高い設定になっておりまして、多くは砂川市立病院で分娩される方が多いということで、砂川市立病院で去年は20件ほど生まれているという状況があって、そちらのほうは8,800円というような形ですので、そこに合せて設定させていただきました。

●議長

ほかに質疑ありますか。

3番、竹森議員。

● 3 番

同じく 13 ページなんですけれども、学校の情報通信機器の整備事業ということで、G I G A スクール構想が早まって、今回の予算措置されています。その中でちょっとお聞きしたいのは、ネットワークに関する金額で 1,404 万、その中身を知りたいのと、あと、タブレット端末を購入するんですけれども、その台数等分かればお知らせください。

● 議長

教育委員会事務局長。

● 教育委員会事務局長

第 2 回定例会出席、大変お疲れさまでございます。今の竹森議員からのご質問でございますが、まず、ネットワークの内容といたしましては、国が示した規格の回線に入替えを行いまして、加えて、Wi-Fi 環境が校内で整うよう、アクセスポイントというものも増加をしてみたいと考えております。

併せて、タブレットにつきましては、現在、この予算書におきましては、247 台を見込んでおります。活用におきましては、既存のものも、活用も含めながら、教師そして児童生徒 1 人 1 台という形の中で、整備をさせていただきたいと考えております。ご理解につきまして、よろしく願いいたします。

● 議長

ほかに質疑ありますか。

(なし)

● 議長

以上で、質疑を終了いたします。
討論を行います。

(なし)

● 議長

討論なしと認めます。
議案第 1 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

● 議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第7、議案第2号「令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

（副町長 登壇）

●副町長

議案書16ページをお開きください。

議案第2号「令和2年度奈井江町国民健康保険事業会計補正予算（第1号）」についてご説明をいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ18万4,000円を追加し、予算の総額を1億8,218万4,000円とするものであります。令和2年6月19日提出、奈井江町長。

補正予算の内容につきまして、歳出よりご説明いたしますので、20ページをお開きください。

4款1項1目の一般被保険者保険税還付金では、確定申告等による税の更正により18万4,000円を追加計上しております。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

19ページをご覧ください。

5款の繰越金では、前年度からの繰越金898万円を追加計上しております。

なお、以上における歳入歳出の差879万6,000円につきましては、国保基金繰入金を減額計上し、収支の均衡を図っております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時19分)

●議長

日程第8、議案第3号「令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書21ページをお開きください。

議案第3号「令和2年度奈井江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ51万8,000円を追加し、予算の総額を1億601万8,000円とするものであります。令和2年6月19日提出、奈井江町長。

補正予算の概要につきましてご説明いたします。

24ページをお開きください。

歳入の4款繰越金では、前年度からの繰越金51万8,000円を追加計上。

25ページの歳出、2款後期高齢者医療広域連合納付金では、前年度繰越金の確定により51万8,000円を追加計上しております。

以上、補正予算の概要についてご説明いたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第4号の上程・説明・質疑・討論・採決

(13時21分)

●議長

日程第9、議案第4号「令和2年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書26ページをお開きください。

議案第4号「令和2年度奈井江町下水道事業会計補正予算(第1号)」についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、繰越金の確定によるもので、予算総額に変更はありません。

補正の内容につきまして、歳入より説明いたしますので、29ページをお開きください。

4款の繰越金では、前年度からの繰越金422万8,000円を追加計上、これに伴い、3款の繰入金で、一般会計繰入金で同額減額計上しております。

また、30ページの歳出におきましては、歳入の補正に伴いまして、下水道費、公債費の財源振替を行っております。

以上、補正予算の概要についてご説明をいたしました。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第4号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。
お諮りします。6月20日より6月22日までの3日間は議案調査のため休会にいた
したいと思えます。ご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。議案調査のため、6月20日から6月22日間での3日間は休
会とすることに決定をいたしました。

散会

●議長

以上で、本日予定した議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会と
いたします。
なお、23日は10時より会議を再開いたします。大変ご苦労さまでした。

(13時24分)

令和2年第2回奈井江町議会定例会

令和2年6月23日（火曜日）
午前9時59分開会

○議事日程（第2号）

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 第 2 | 議案第 5号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例 |
| 第 3 | 議案第 6号 奈井江町税条例の一部を改正する条例 |
| 第 4 | 議案第 7号 奈井江町まちづくり町民委員会設置条例の一部を改正する条例 |
| 第 5 | 議案第 8号 奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第 6 | 議案第 9号 奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 第 7 | 議案第10号 子育て事業連携施設等の確保の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 第 8 | 議案第11号 奈井江町地域包括ケア推進委員会設置条例 |
| 第 9 | 議案第12号 町有財産の取得について【自家用バス（スクールバス 29人乗り）】 |
| 第10 | 議案第13号 町道路線の廃止及び認定について |
| 第11 | 議案第14号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 第12 | 議案第15号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第16号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第17号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第18号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第19号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第20号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第21号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第22号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第23号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| | 議案第24号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 第13 | 意見案第1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書 |
| 第14 | 意見案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求めることについて |
| 第15 | 会議案第1号 議員派遣の承認について |
| 第16 | 調査第 1号 議会運営委員会の調査の付託について |
| 第17 | 調査第 2号 まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について |
| 第18 | 調査第 3号 広報常任委員会の所管事務調査の付託について |

○出席議員（9人）

1番	篠田茂美	2番	大関光敏
3番	竹森毅	4番	遠藤共子
5番	石川正人	6番	笹木利津子
7番	森山務	8番	大矢雅史
9番	森岡新二		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条により出席した者の氏名（16名）

町長	三本英司
副町長	碓井直樹
教育長	相澤公則
企画財政課参事	小澤克則
総務課長	辻脇泰弘
会計管理者兼会計課長	横山誠
町民生活課長	馬場和浩
建設環境課長	大津一由
産業観光課長	石塚俊也
保健福祉課長	鈴木久枝
教育委員会事務局長	松本正志
町立病院事務長	杉野和博
保健福祉課課長補佐	田野義美
保健福祉課課長補佐	辻脇真理子
代表監査委員	中野浩二
農業委員会会長	千徳信行

○欠席した者の氏名 なし

○職務のために出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	滝本 静
議会庶務係長	東藤 美妃代

（ 9時59分）

開会

●議長

皆さん、おはようございます。

定例会出席、大変ご苦労さまでございます。

ただいま出席議員9名で定足数に達しておりますので、会議を再開をいたします。なお、本日も新型コロナウイルス感染予防対策といたしまして、議場出入口を開放したまま会議を進めさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

●議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により、2番大関議員、3番竹森議員を指名いたします。

日程第2 議案第5号の上程・説明・質疑・討論・採決

●議長

日程第2、議案第5号「職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

おはようございます。定例会出席、お疲れさまです。

議案書31ページをお開きください。

議案第5号「職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例」

令和2年6月19日提出、奈井江町長。

本案につきましては、第1条の職員の分限についての手続及び効果に関する条例から、32ページの第5条、奈井江町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例まで、5つの条例について本年4月から導入しております会計年度任用職員に関する規定を国に準じて整理を行うため、それぞれ一部改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありますか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第6号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時01分)

●議長

日程第3、議案第6号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書33ページをお開きください。

議案第6号「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」

令和2年6月19日提出、奈井江町長。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、町税条例及び都市計画条例の一部を改正するものであります。

詳細について担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

町民生活課長。

●町民生活課長

おはようございます。改めまして、定例会出席、お疲れさまでございます。

それでは、改正の内容につきまして、定例会資料3により説明申し上げますので、資料の12ページをご覧ください。

今回の改正は、地方税法などの一部改正によりまして、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るために固定資産税、都市計画税、軽自動車税、徴収猶予、町民税、国民健康保険税などに係る特例措置を講ずるため、税条例等の附則を改正するものでございます。

主な改正についてご説明申し上げますが、一つ目の固定資産税関係では、附則第10条の改正になりますが、一つ目の丸に記載にあります、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例につきましては、中小事業者等を対象に、令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高が前年の同期間と比べまして、30%以上50%未満減少している者は2分の1、50%以上減少している者は全額、償却資産と事業用家屋を対象に令和3年度分に限り負担を軽減するものであり、都市計画税においても適用しようとするものでございます。

二つ目の丸、新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例につきましては、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資への支援といたしまして、課税標準を最初の3年間ゼロとする特例措置を既に講じておりますが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、特例の適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加えるものであり、附則第10条の2において、この拡充に係る対象資産の課税標準につきましては、現行の課税標準の特例と同様に特例割合をゼロとするよう関連規定の追加を行うものでございます。

なお、これらの措置に伴う減収につきましては、新たに創設されます新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金により全額が補填されるものでございます。

続きまして、2、軽自動車税関係では、附則第15条の2において丸に記載ありますとおり、自家用自動車に係る軽自動車税環境性能割につきまして、消費税引上げに伴う対応として令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得したものの税率を1%軽減する特例措置を既に講じております。

今回、この特例措置の適用期限が6か月延長され、令和3年3月31日までに取得したものが対象とされたことに伴い、関係規定の改正を行うものであります。この措置に伴う減収につきましては、軽自動車税減収補填特別交付金により全額補填されるものでございます。

続きまして、3、徴収関係では、附則第24条において丸に記載のありますとおり、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例につきまして、特例の手続につきましては現行条例を準用するものであります。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降において1か月以上の任意の期間の収入が前年同月に比べて20%以上減少し、一時に納付又は納入することが困難と認められる者に対しまして、納期限ごとに1年間徴収を猶予できるという特例が設けられたものでございます。

この特例創設に伴う一時的な減収は、資金手当のための地方債の特例措置が創設されるものでございます。

続きまして、4、町民税関係では、附則第26条におきまして、一つ目の丸に記載ありますとおり、新型コロナウイルス感染症の蔓延防止により中止等が相次ぐ文化芸術・スポーツ活動を支援するため、中止等となったイベントが国の指定を受けた場合において入場料金等を支払った個人が、その払戻しを辞退したときにあらかじめ町の条例で規定することにより、町民税の寄付金控除の対象とする特例が設けられたことに伴い関連規定の追加を行うものでございます。

二つ目の丸、所得税におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応といたしまして、住宅ローン控除の適用要件を弾力化する措置が講じられたことに伴いまして、当該措置の対象者について住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を控除限度額の範囲内で個人町民税から控除する規定を、令和15年度から令和16年度まで1年延長し適用するものであります。

今回の適用要件の弾力化による措置分につきましては、全額国費で対応するというところでございます。

続きまして、5、国民健康保険税関係では、附則第25条におきまして丸に記載のありますとおり、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる国民健康保険税の減免につきまして対象となる保険税は令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収等の納期限が設定されている保険税につきまして、北海道からの通知に基づき、納期限が過ぎた場合でも減免申請受付を可能とする保険税の減免申請書の提出期限の特例を附則において定めたものでございまして、減免基準の詳細につきましては、要綱設定の参考例に沿って別に要綱で定めるものでございます。

減免の対象となる要件につきましては、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯は保険税を全額免除し、二つ目に、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯は保険税の一部を減額するものでございます。

この措置に伴います減収につきましては、国民健康保険災害等臨時特例補助金及び特別調整交付金の交付対象とされているものでございます。

このほか、法律改正に合わせまして条項のずれ等既定の整備を行うとともに、本条例は公布の日から施行するものであり、第2条及び第4条の規定は令和3年1月1日から施行するものでございます。

以上、「奈井江町税条例等の一部を改正する条例」の主な改正点についてご説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第6号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第4、議案第7号「奈井江町まちづくり町民委員会設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書36ページをお開きください。

議案第7号「奈井江町まちづくり町民委員会設置条例の一部を改正する条例」

令和2年6月19日提出奈井江町長。

本案につきましては、まちづくり町民委員会の委員定数を「15名以内」から「20名以内」に改め、町民関係団体からの意見聴取や情報提供等を充実するとともに、まちづくり自治基本条例に基づく町民参加及び協働を基本としたまちづくりを一層推進しようとするものであります。

なお、可決をいただいた後、町内の関係団体からご推薦をいただき、秋以降新たな委員構成により議論を進めてまいりたいと考えております。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第5、議案第8号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書37ページをお開きください。

議案第8号「奈井江町認定こども園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」

令和2年6月19日提出、奈井江町長。

本案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、別表に定める第8階層の保育料の見直しを行うため、本条例の一部を改正し、令和2年7月1日より施行するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第6、議案第9号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書38ページをお開きください。

議案第9号「奈井江町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」

令和2年6月19日提出、奈井江町長。

本案につきましては、国の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、支援員の認定資格研修の実施主体に新たに中核市の長を加えるため、本条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第10号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時16分)

●議長

日程第7、議案第10号「子育て事業連携施設等の確保の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書39ページをお開きください。

議案第10号「子育て事業連携施設等の確保の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例」

令和2年6月19日提出、奈井江町長。

本案につきましては、第1条において小規模保育等の運営を規定する国の家庭的保育等の設備及び運営に関する基準、第2条において認定こども園・幼稚園等の運営を規定する国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業ほかの運営に関する基準に関して、認定こども園などの関連施設との連携に関する規定の一部が改正されたことにより、本町の子育て関連施設等に関する規定の見直しを行うため、関係条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第11号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時18分)

●議長

日程第8、議案第11号「奈井江町地域包括ケア推進委員会設置条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書41ページをお開きください。

議案第11号「奈井江町地域包括ケア推進委員会設置条例」

令和2年6月19日提出、奈井江町長。

本案につきましては、委員会の所掌事務に介護保険計画及び高齢者福祉計画に関する項目を追加し、地域包括ケアを一体的に推進するため、本条例の全部を改正するものであります。

第1条では、地域包括ケアの趣旨を整理し、設置に係る条文の見直しを行っております。

第2条の所掌事務では、第2号に介護保険計画等に関する事項を新たに加えております。

第3条の組織では、委員の数はこれまでと同数として、参加する関係者の整理を行ったほか、新たに委員の任期を定めております。

第4条以降については、条文の一部整理を行っております。

以上、条例の概要についてご説明いたしました。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第12号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時20分)

●議長

日程第9、議案第12号「町有財産の取得について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書43ページをお開きください。

議案第12号「町有財産の取得について」

下記の財産を取得するため、地方自治法及び奈井江町財産及び契約に関する条例に基づき町議会の同意を求めるものであります。

令和2年6月19日提出、奈井江町長。

記といたしまして、取得する財産、自家用バス(スクールバス29人乗り)、契約の方法、随意契約による、契約の金額875万4,630円、契約の相手方、札幌市三菱ふそうトラック・バス株式会社であります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第10、議案第13号「町道路線の廃止及び認定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

副町長。

(副町長 登壇)

●副町長

議案書45ページをお開きください。

議案第13号「町道路線の廃止及び認定について」

次のとおり町道路線の廃止及び認定について道路法の規定により町議会の議決を求めるものであります。

令和2年6月19日提出、奈井江町長。

本案につきましては、道営農地整備事業、高島東地区の事業計画策定に当たり、地域内に存在する西2線(口)について、未供用区間について将来的にも道路整備の計画がないことから、事業地区に編入して整備を行うため、一旦、全延長904.58メートルを廃止の上、起点を変更し供用区間の延長332.67メートルを認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

説明が終わりましたので、質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第13号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

●議長

日程第 1 1、議案第 1 4 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

おはようございます。2日目の議会、ご苦労さまです。

議案書の46ページをお開きください。

議案第 1 4 号「固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」

固定資産評価審査委員会委員石川健吾氏が令和2年3月31日付で辞任し、委員に欠員が生じたので、井戸博勝氏を選任いたしたく、地方税法の規定により、町議会の同意を求めるものであります。

令和2年6月19日提出、奈井江町長。

なお、委員の履歴につきましては、次項に掲載しておりますので、ご高覧いただきたいと思います。よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第 1 4 号を採決します。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定いたしました。

●議長

日程第 12、議案第 15 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から議案第 24 号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、以上 10 議案を一括議題といたします。

一括議題の説明を求めます。

町長。

(町長 登壇)

●町長

議案書の 48 ページをお開きください。

議案第 15 号から 24 号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、一括してご説明を申し上げます。

48 ページの、議案第 15 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、奈井江町農業委員会委員に石垣勝幸氏を任命いたしたく、農業委員会等に関する法律の規定により町議会の同意を求める。

次に、50 ページ、議案第 16 号で同じく伊藤弘氏を、52 ページ、議案第 17 号で遠藤貴與孝氏を、54 ページ、議案第 18 号で小島和博氏を、56 ページ、議案第 19 号で笹木憲一氏を、58 ページ、議案第 20 号で鈴木康永氏を、60 ページ、議案第 21 号で林誠氏を、62 ページ、議案第 22 号で堀浩二氏を、64 ページ、議案第 23 号で堀政博氏を、66 ページ、議案第 24 号で山田豊氏をそれぞれ任命いたしたく同意を求めるものであります。

令和 2 年 6 月 19 日提出、奈井江町長。

なお、委員の履歴につきましては、それぞれの議案の事頁に掲載しております。

以上、10 議案について一括してご説明を申し上げましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願いいたします。

●議長

議案第 15 号から議案第 24 号までの審議、採決につきましては、1 件ずつ進めてまいります。

●議長

議案第 15 号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第15号について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第16号の質疑・討論・採決

(10時28分)

●議長

議案第16号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第16号について採決をいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定いたしました。

議案第17号の質疑・討論・採決

(10時29分)

●議長

議案第17号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

●議長

議案第17号について採決します。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定いたしました。

議案第18号の質疑・討論・採決

(10時29分)

●議長

議案第18号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第18号について採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第19号の質疑・討論・採決

(10時30分)

●議長

議案第19号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第19号について採決をいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第20号の質疑・討論・採決

(10時30分)

●議長

議案第20号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第20号について採決いたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定いたしました。

議案第21号の質疑・討論・採決

(10時31分)

●議長

議案第21号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

議案第21号について採決をいたします。

本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第22号の質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

議案第22号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第22号について採決をいたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定をいたしました。

議案第23号の質疑・討論・採決

(10時32分)

●議長

議案第23号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第23号について採決をいたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定いたしました。

議案第24号の質疑・討論・採決

(10時33分)

●議長

議案第24号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
議案第24号について採決いたします。
本案は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定をいたしました。

日程第13 意見案第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

(10時34分)

●議長

日程第13、意見案第1号「新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書」を議題といたします。

事務局長に一部を省略し、朗読させます。
事務局長。

●事務局長

意見案第1号「新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書」
上記事件について、国の関係者に対し別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたしたい。

令和2年6月23日提出、提案者、奈井江町議会議員、竹森毅、賛成者、奈井江町議会議員、遠藤共子、同じく、篠田茂美、提出先、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣。

2 ページをお開きください。

「新たな基本計画における農村振興の強化を求める意見書」

前文を省略いたします。

記といたしまして、1、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療・福祉・教育・雇用・情報通信などについて十分な政策支援を講じること。

2、食料安全保障の観点から、新たな基本計画で掲げる食料自給率目標（カロリーベース45%）が確実に達成できるよう、農畜産物の市場開放に歯止めをかけるとともに、国内農業の生産並びに農村振興の強化など具体的な施策を講じること。

また、国内農畜産物の再生産に向けた十分な財政措置を講じること。

3、家族農業や農業法人など多様な農業が共存できる地域政策の充実を図り、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成・確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住・定住促進に向けた環境整備のための手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

裏面をご覧ください。

令和2年6月23日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば発言を許します。

3番竹森毅議員。

●3番

おはようございます。

提出議員の立場から少し補足をいたしたいと思います。

日本の農業はTPP協定、日欧EPA協定、日米貿易協定など相次ぐ自由貿易協定の発効によって農畜産物の国境措置は脆弱化し、外国産農畜産物との市場競争にさらされ、農業者は生産の維持と価格の面で厳しい状況に置かれています。

さらに、近年頻発する自然災害や今回発生した新型コロナウイルス感染症での農畜産物の国内生産や外国産の輸入問題など、様々なリスクがあることが浮き彫りになってきました。

地域においても、人・物・情報などが滞り、今後経済が疲弊するのではないかとの不安が高まっています。

新型コロナウイルス感染症への万全な対策を図ることはもちろんのこと、今年3月に新たな食料・農業・農村基本計画が策定されたことから、食料・農業・農村基本法の理念に基づき食料自給率の向上、食料安全保障の確立を図る地域政策を強く望むものです。

このため、今議会にこの意見書案を提出するものです。全員の賛成をもって採択されますようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。
意見案第1号を採決します。
本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり可決されました。

日程第14 意見案第2号の上程・説明・質疑・討論・採決 (10時39分)

●議長

日程第14、意見案第2号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題といたします。
事務局長に一部を省略し朗読させます。
事務局長。

●事務局長

意見案第2号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」

上記事件について国の関係者に対し別紙のとおり意見書を提出して強く要望いたします。

令和2年6月23日提出、提案者、奈井江町議会議員、大関光敏、賛成者、奈井江町議会議員、笹木利津子、同じく、森山務、提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

2ページをお開きください。

「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」

前文を省略いたします。

記といたしまして、1、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2、間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業者や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月23日、北海道空知郡奈井江町議会議長。

以上でございます。

●議長

提案者の補足説明があれば、発言を許します。

2番大関議員。

●2番

提案者の立場から補足説明をいたします。

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化の防止に向けて大きな役割が期待されており、また、産出される木材を有効に活用し、次の森林整備につなげていく森林資源の循環利用を確立することが急務となっています。

このことから、森林整備事業や治山事業、林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業者の育成など、様々な取組を進めてきたところです。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を一層進めるため、公共事業予算の安定的な確保や地方債の特例措置の継続、川上から川下に至る相互的な対策の推進が必要であるので、この意見書を提出するところであります。

全議員の賛同をお願いし、採択されるようお願いいたします。

●議長

本案に対する質疑を行います。

(なし)

●議長

質疑なしと認めます。

討論を行います。

(なし)

●議長

討論なしと認めます。

意見案第2号を採決します。

本案は、提案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、提案のとおり可決されました。

日程第 15 会議案第 1 号の上程・説明・承認

(10時43分)

●議長

日程第 15、会議案第 1 号「議員の派遣承認について」を議題といたします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

会議案第 1 号「議員の派遣承認について」
下記日程のとおり議員を派遣したいので、承認を求める。
令和 2 年 6 月 23 日提出、奈井江町議会議長。
記といたしまして、1、雨竜町議会議場視察について。(1) 派遣先、雨竜町役場、
(2) 期日、7 月 1 日、水曜日、(3) 派遣議員、全議員、(4) 経費 3 万 3,000
円以内。
以上でございます。

●議長

本案は、提案のとおり承認することにしたいと思えます。なお、日程等の変更につき
ましては、あらかじめ議長に一任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり承認することに決定をいたしました。

日程第 16 調査第 1 号の上程・説明・付託

(10時44分)

●議長

日程第 16、調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題といたしま
す。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長

調査第 1 号「議会運営委員会の調査の付託について」
議会運営委員長より地方自治法第 109 条第 3 項による当該委員会の所管に係る下記
事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。
令和 2 年 6 月 23 日提出、奈井江町議会議長。
記といたしまして、調査事項、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会も含む）
の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項。調査期間、次期定
例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、議会運営に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、議会運営に付託することに決定をいたしました。

日程第17 調査第2号の上程・説明・付託

(10時45分)

●議長

日程第17、調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第2号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」

まちづくり常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。

令和2年6月23日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、委員会名、まちづくり常任委員会、調査番号・調査事項、調査第1号「道路の維持管理について」（現地調査を含む）、調査第2号「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の実施状況について」、調査第3号「町税の賦課徴収状況について」、調査日程、3日間以内。

以上でございます。

●議長

本案は、まちづくり常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第18 調査第3号の上程・説明・付託

(10時47分)

●議長

日程第18、調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題といたします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

●事務局長

調査第3号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」

広報常任委員長より地方自治法第109条第8項による当該委員会の所管に係る下記事項につき、閉会中の継続審査調査を行いたい旨申し出があったので、これを付議する。

令和2年6月23日提出、奈井江町議会議長。

記といたしまして、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究に関する事項、調査期間、次期定例会まで。

以上でございます。

●議長

本案は、広報常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●議長

異議なしと認めます。

本案は、広報常任委員会に付託することに決定をいたしました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これにて、令和2年奈井江町議会第2回定例会を閉会といたします。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

(10時48分)